

令和 4 年度四万十町再犯防止推進計画委員会 (第 3 回)

日時：令和 5 年 1 月 26 日（木） 10 時 00 分～

会場：四万十町役場東庁舎 2 階 多目的小ホール

《次 第》

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議
 - (1) 意見公募の結果報告について
 - (2) 計画（案）の承認について
 - (3) R5 年度の委員会について
開催時期、進捗管理の方法など
 - (4) その他
- 4 閉会

【資料】

資料 1：次第、意見公募の結果

資料 2：四万十町再犯防止推進計画（案） 【R05-01-25 版】

資料 3：四万十町再犯防止推進計画（案） 【概要版】

資料 4：計画進捗管理表（案）

四万十町再犯防止推進委員会 名簿

(令和4年7月現在)

No.	所属	役職	氏名	要綱3条②	備考
1	高幡保護区保護司会	会長	壬生 直徳	(1)	委員長
2	四万十町更生保護女性会	会長	中平 憲子	(1)	副委員長
3	しまんと町社会福祉協議会	相談支援係長	本井 ゆき	(1)	
4	法務省高松矯正管区	更生支援企画課長	廣田 将和	(2)	
5	高知保護観察所	企画調整課長	東山 和憲	(3)	
6	窪川警察署	少年補導主任 兼刑事生活安全少年主任	山下 恵介	(3)	
7	四万十町役場	総括技幹兼保健師	森 太亮	(3)	

【参考：四万十町再犯防止推進委員会設置要綱（抜粋）】

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 再犯防止に関する地域福祉団体が推薦する者 4人以内
- (2) 再犯防止に関する知識及び学識経験を有する者 1人以内
- (3) 再犯防止に関する行政機関が推薦する者 3人以内
- (4) 公募による者 2人以内
- (5) その他町長が必要と認める者

四万十町再犯防止推進計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年号外法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、四万十町再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項等を協議するため、四万十町再犯防止推進計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に掲げる施策の推進、見直しに関すること。
- (3) その他、計画の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 再犯防止に関する地域福祉団体が推薦する者 4人以内
- (2) 再犯防止に関する知識及び学識経験を有する者 1人以内
- (3) 再犯防止に関する行政機関が推薦する者 3人以内
- (4) 公募による者 2人以内
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

役場
組織一覧くらしの
情報しごとの
情報観光
情報

HOME > 四万十町意見公募 > 【意見公募】『四万十町再犯防止推進計画（案）』について

防災情報



夜間・休日診療案内



検索コーナー

[分類でさがす](#)[組織でさがす](#)[カレンダーでさがす](#)[地図でさがす
\(GoogleMap\)](#)

情報ピックアップ

様式集

[観光・イベント情報](#)[四万十町通信（広報）](#)

2022年12月広報更新



四万十町通信2022年12月号

町民のひろば

[よくある質問 \(Q&A\)](#)[意見公募 \(パブリックコメント\)](#)[ペーパークラフトで遊ぼう](#)

四万十町の人口

男性 : 7,568人

女性 : 8,232人

計 : 15,800人

世帯数 : 8,145世帯

2022年11月30日現在



【意見公募】『四万十町再犯防止推進計画（案）』について

担当 : 健康福祉課 / 掲載日 : 2022/11/07

募集期間 : 2022/11/07 ~ 2022/11/30

募集方法 : 専用フォーム、直接持ち込み、郵送電子メール、Fax

本案件の意見募集は終了しました

意見公募の結果

意見公募の結果、提出意見は0件でした。

『四万十町再犯防止推進計画（案）』について「意見募集」します。

四万十町では、犯罪等をした人の立ち直りの支援を推進していくために「四万十町再犯防止推進計画」の策定を進めています。

この度、計画（案）を取りまとめましたので、皆様からの意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和4年11月7日（月）～令和4年11月30日（水）

2 資料の閲覧方法

このページの下部にある添付ファイルをご覧ください。
また、次の閲覧所でもご覧いただけます。

- (1) 本庁西庁舎1階閲覧所
- (2) 大正地域振興局1階閲覧所
- (3) 十和地域振興局1階閲覧所
- (4) 興津出張所

3 意見の提出方法

このページの意見投稿フォームから直接ご意見をご提出いただくか、「意見提出書」にご意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 各閲覧所に設置しているご意見箱（意見公募用）に投函
- (2) 郵送（郵送先：〒786-8501 四万十町琴平町16-17 四万十町役場健康福祉課まで）
- (3) 電子メール（メールアドレス：106000[アットマーク]town.shimanto.lg.jp）※[アットマーク]を@に置きかえてください。
- (4) FAX（番号：0880-22-3725）
- (5) 直接持参（本庁東庁舎1階健康福祉課までご持参ください）

4 留意事項

- 募集する意見は、この計画（案）に関するものに限ります。
- 個人情報を除き、ご提出されたご意見はすべて公開される可能性がありますのでご了承ください。
- ご意見に付記された個人情報は、適正に管理のうえ、本件に関する業務以外では使用いたしません。

5 お問い合わせ先

四万十町役場 健康福祉課 地域福祉係
（電話）0880-22-3115

『閲覧資料』

[四万十町再犯防止推進計画（案）（PDF：2.78MB）](#)[意見提出書（PDF）（PDF：92KB）](#)[意見提出書（ワード）（Word：44KB）](#)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。（無料）

本案件の意見募集は終了しました

このページに関するお問い合わせ

健康福祉課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号
電話：0880-22-3115 Fax：0880-22-3725

担当課へのお問い合わせ

[プライバシーポリシー](#) [広告掲載について](#) [リンク集](#)

四万十町役場（役所への行き方）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 Tel：0880-22-3111（代表） Fax：0880-22-3123

組織別電話番号一覧

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝祭日・年末年始12月29日から1月3日までは除く）

All Rights Reserved Copyright (C) Shimanto Town